

都城市立地適正化計画改定業務委託 実施要領

1 業務の目的

本業務は平成31年に策定された都城市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）について、現在までの計画進捗状況の確認及び計画の中間評価を行うとともに、令和2年9月都市再生特別措置法に定められた防災指針の作成、最新の情報に基づく誘導区域及び誘導施策の検討を行うなど計画の改定を行うことを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 名 称 都計第1号 都城市立地適正化計画改定業務委託
- (2) 内 容 別紙1「都計第1号 都城市立地適正化計画改定業務委託特記仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和9年12月10日（金）まで
- (4) 提案上限額 この業務に係る上限額は下記のとおり予定していることから、業務委託料の積算にあつては、各年度の上限額の範囲内とすること。
総額 21,892,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
（内訳）令和7年度 4,990,700円
令和8年度 10,765,700円
令和9年度 6,135,800円

3 プロポーザル方式を採用する理由

本業務は平成31年に策定された立地適正化計画の改定及び防災指針の策定を行うものである。

委託業者を選定するに当たり、社会情勢の変化を的確に捉えると共に、まちづくりの計画に関する高度な知識と豊富な経験を要し、価格の安さだけでなく成果品の質や業者の実績等を重視する必要があるため、公募型プロポーザル方式による選定を行う。

4 業務スケジュール（予定）

内 容	日 程
選定委員会発足（審査方法、評価項目及び評価視点の決定）	令和7年6月 6日（金）
公告日	令和7年6月13日（金）
参加表明書の受付	令和7年6月13日（金）から 令和7年6月30日（月）まで
質疑の受付期間	令和7年6月13日（金）から 令和7年6月30日（月）まで
質疑の回答	令和7年7月 8日（火）まで随時
参加資格要件の審査・通知	令和7年7月10日（木）
技術提案書提出要請書の送付	令和7年7月10日（木）

技術提案書の受付期間	令和7年7月10日（木）から 令和7年7月18日（金）まで
審査（書類・プレゼンテーション審査）	令和7年7月28日（月）
優先交渉権者の選定・通知	令和7年8月上旬
契約締結日	優先交渉権者との交渉が調い次第、速やかに 締結する。

5 指名型か公募型かの別

公募型

6 参加資格要件

提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- （2） 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- （3） 都城市内に営業所を有する者は、市税等について完納していること。また、国税について滞納がないこと。
- （4） 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- （5） 参加申込書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、都城市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- （6） 過去5年間（令和2年度から令和6年度）において、地方公共団体発注の立地適正化計画策定業務と同種又は類似の業務を元請として受注した実績を有する者であること。

同種業務	防災指針を含む立地適正化計画の策定又は改定業務
類似業務	都市計画やまちづくりに関する基本計画等の策定又は改定業務（都市計画マスタープラン、市町村総合計画、土地利用計画等）

- （7） 上記の実績があり、かつ次の資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置できる者であること。

ア 管理技術者

技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）

イ 照査技術者

技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）

- （8） 令和6・7年度都城市建設業者等有資格業者名簿に登録されており、現に競争入札参加の資格を有していること。
- （9） 宮崎県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

7 提出書類の作成要領

(1) 作成要領

別紙2「提出書類の作成要領」参照

(2) 内容についての質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和7年6月13日（金）から令和7年6月30日（月）午後4時まで

イ 受付方法

質問書（様式第5号）を電子メールで提出し、電子メールの件名は「都城市立地適正化計画改定業務委託質問書（法人名）」とすること。また、メール送付後に、「12 応募・問合せ先」へ電話で送信確認を行うこと。

なお、電話での質問等は受け付けない。

ウ 提出先

「12 応募・問合せ先」と同じ。

エ 回答方法

令和7年7月8日（火）までに本市ホームページ上にて順次行い、個別には回答しない。
また、受付期間を経過した後の質問及び電話での質問には、対応しない。

8 提出書類等

(1) 参加表明書

ア 提出書類

（ア）参加表明書（様式第3号）

（イ）会社概要（様式第6号）

（ウ）業務実績（様式第7号）

（エ）業務実施体制調書（様式第8号）

（オ）管理技術者・照査技術者・技術者の経歴等調書（様式第9号）

イ 提出期間

令和7年6月13日（金）から令和7年6月30日（月）まで

ウ 受付時間

午前9時から午後4時まで。ただし、土曜日、日曜日は除く日（以下「平日」という。）とする。

エ 提出方法

持参又は書留郵便により、「12 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

1部

カ 参加申込の結果通知及び技術提案書の提出要請

「6 参加資格要件」に該当するか確認を行い、参加申込の結果について令和7年7月10日（木）までに審査結果通知書をもって通知する。併せて、参加資格を有する者に、技術提案書の提出を要請する。

キ 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。この場合において、その他の事業において不利益を受けることはないものとする。

(ア) 辞退届（様式第10号）

(イ) 提出期限

令和7年7月18日（金）

(ウ) 受付時間

平日午前9時から午後4時まで

(エ) 提出方法

持参又は書留郵便により、「12 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

(2) 技術提案書

ア 提出書類

(ア) 技術提案書等提出書（様式第11号）

(イ) 会社概要（様式第6号） ※参加表明書に添付したものと同一のもの

(ウ) 受託した場合の担当者及び業務体制（様式任意）

(エ) 技術提案書（様式任意）

(オ) 見積書（様式第12号）

イ 提出期間

令和7年7月10日（木）から7月18日（金）まで

ウ 受付時間

平日午前9時から午後4時まで

エ 提出方法

持参又は書留郵便により、「12 応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

正本1部、副本7部（副本は複写でも可とします。）

9 審査方法

(1) 選定委員会の構成

都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成24年度告示第254号。以下「プロポーザル要綱」という。）第7条及び第8条の規定に基づき、都城市立地適正化計画改定業務委託選定委員会を設置する。

委員は、都城市の関係職員6名（土木部長、総合政策部総合政策課長、総務部財産活用課長、同部危機管理課長、商工部商工政策課長、土木部都市計画課長）で組織する。

(2) 審査方法

ア 審査

技術提案について、別紙3「評価項目及び評価基準」に基づいて提出書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最も高い評価を得た者を優先交渉者として選定する。

イ 日程

令和7年7月28日（月）（時間及び場所については別途連絡する。）

ウ 出席者

1者3名以内

※出席・説明者は、配置予定技術者に限る。

エ 実施時間

1者 25分以内（説明10分以内、セッティング・撤去を含む）

オ 貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

(3) 評価項目及び評価基準

別紙3「評価項目及び評価基準」のとおり。

最低基準点を6割とし、委員の総合計点が、満点の6割以上となる参加者がいなかったときは、優先交渉者を選定しない。

なお、提案者が1者のみの場合でも、委員の総合計点が、満点の6割以上の場合は、優先交渉者として選定する。

(4) 審査結果の通知

プロポーザル要綱第12条第2項の規定に基づき、全ての提案者に対して、審査結果通知書により通知するものとする。この場合において、優先交渉者にならなかった者に対しては、理由を付して通知する。

(5) 審査結果の公表

審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。

なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を技術提案書において特定し、発注者に指示すること。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先交渉者と都城市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結に当たっては、受注者は都城市財務規則（平成18年規則第65号）第119条1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第119条第2項各号に該当するときは免除とする。

(3) その他

ア 契約代金の支払は、「年度ごとの完了払」とする。

イ 優先交渉者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。

なお、この場合、次順位者を優先交渉者とする。

11 その他

- (1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。
 - ア 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合及びプレゼンテーション審査に参加しなかった場合
 - イ 見積金額が、提案限度額を超えている場合
 - ウ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
 - エ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合
 - オ 優先交渉者の選定までの間に、市の競争入札において指名停止措置を受けた場合
- (2) 本プロポーザルに係る参加事業者側の費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 技術提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- (4) 提出された技術提案書等は返却しない。
- (5) 提出された技術提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、都城市情報公開条例(平成18年条例第28号)に基づき対応する。
- (6) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (7) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- (8) 提出された技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、技術提案書等を無効とするとともに、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

12 応募・問合せ先

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号
都城市土木部都市計画課都市計画担当 担当 堀之内
電 話 0986-23-2762 (直通)
F A X 0986-23-2654
E-mail toshikei@city.miyakonojo.miyazaki.jp